

Beyond

ASAHI
Research Institute

2026. 10 vol.70

カスタマーハラスメントから従業員を守る

あさひ総研

賞与引当金の会計処理と税務上の取扱い

令和8年10月以後のインボイス制度経過措置の取扱い

経営者が知っておきたいランサムウェア対策

短時間労働者の社会保険料負担を3年間軽減する保険料調整制度

Focus

シネマシティ株式会社

News

あさひ通信

第254回 モンゴル訪問

INFORMATION



CONTENTS

カスタマーハラスメントから従業員を守る

あさひ総研

- 01 ・会計
賞与引当金の会計処理と税務上の取扱い
- 02 ・税制
令和 8 年 10 月以後のインボイス制度経過措置の取扱い
- 03 ・経営
経営者が知っておきたいランサムウェア対策
- 04 ・労務
短時間労働者の社会保険料負担を 3 年間軽減する保険料調整制度

Focus シネマシティ株式会社

News

あさひ通信 第 254 回 モンゴル訪問

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX 化、人口構造の激変、AI やロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

安心安全な就業環境のため



カスタマーハラスメントから従業員を守る

統括代表社員 田牧 大祐

2026 年 10 月 1 日から、改正労働施策総合推進法^{※1}が施行され、すべての事業主に、カスタマーハラスメント対策が義務付けられる。事業主は、従業員を顧客等の不当な言動から守るため、対応方針の明確化、周知と相談体制の整備、発生後の適切な対応など、必要な措置を講じなければならない。

その背景には、小売業、飲食業、介護事業などでの顧客からの暴言、脅迫、土下座の要求、長時間の拘束、SNS への誹謗中傷の投稿など、社会問題化している行き過ぎた行為がある。厚生労働省の調査「令和 5 年度 職場のハラスメントに関する実態調査報告書」^{※2}によると、顧客等から過去 3 年間にハラスメントを受けた経験があると回答した労働者は 10.8%に上る。特に、生活関連サービス業、娯楽業で 16.6%、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業でそれぞれ 16.0% と高い割合となっている。

あさひ会計でも、顧客からの暴言などによってスタッフの業務に支障が生じた事例が複数ある。契約外業務の強要、夜間や休日に繰り返される電話やチャットでの連絡、不正な会計・税務処理の威圧的な要求、さらには、当法人のミスに対する過大な金銭要求など、その内容は様々である。

特に、顧客と担当者との日常的なやり取りの中で生じるハラスメントは、上司や経営者から見えにくい。担当者が一人で抱え込み、問題が深刻化して初めて事態を把握することもある。あさひ会計では、これまで悪質な行為に対して、契約解除を含む毅然とした対応を取ってきた。しかし、顧客からの暴言によって若手スタッフが心身の不調を来し、休職、退職に至った事例も複数経験している。

カスタマーハラスメントは、被害を受けた従業員個人の問題にとどまらず、職場全体の士気、生産性の低下を招き、大切な人材を失うこともある。人手不足が深刻化する中、従業員の休職や退職は、企業経営における重大な損失となる。

もちろん、顧客からの正当な苦情や改善要求には真摯な対応が必要である。しかし、正当な要求であっても、その伝え方や手段が、社会通念上許容される範囲を超え、従業員の就業環境を害することまで容認する必要はない。

今回の法改正を機に、経営者は、従業員を守る姿勢を明確にする必要がある。対応方針を策定するだけでなく、従業員が相談しやすい体制を整え、問題が発生した場合は、担当者個人の問題とせず、組織として対応することが重要となる。

従業員が安心して働ける職場環境を整え、大切な人材を守ることは経営者の重要な責務である。

※1 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

※2 全国の企業団体に勤務する労働者 8,000 名のサンプル調査で、職場におけるハラスメントについての調査報告書



賞与引当金の会計処理と税務上の取扱い

賞与引当金とは、翌期に支給する賞与のうち当期の勤務や業績評価に対応する部分を、当期の費用として見積計上するための引当金です。本稿では、3月決算の会社を例に、賞与引当金を計上する理由、会計上の計上要件、月次管理に与える効果および税務上の取扱いを説明します。

賞与は、一般的に夏季賞与（6、7月支給）や冬季賞与（12月支給）があり、それぞれ会社の業績や従業員の評価に応じて支給されます。そのため、3月決算の会社では、例えば次のように賞与ごとの評価期間を設定するケースがあります。

- 夏季賞与：10月～3月（下期）の業績や評価
- 冬季賞与：4月～9月（上期）の業績や評価

シンプルな会計処理の場合は、支給した時点で賞与を一括計上しますが、それでは夏季賞与の場合は下期の業績や評価に基づいて支給するにもかかわらず、次の事業年度の上期の費用になってしまいます。つまり賞与の発生時期と費用の計上時期が合わなくなってしまいます。

この期間対応の不一致を解消するため、一定の要件を満たす場合には賞与引当金を計上します。引当金の計上要件は企業会計原則に下記の通り定められております。

注 18 引当金について

- ①将来の特定の費用又は損失であって、
- ②その発生が当期以前の事象に起因し、
- ③発生の可能性が高く、かつ、
- ④その金額を合理的に見積ることができる場合には、当期の負担に属する金額を当期の費用又は損失として引当金に繰入れ、当該引当金の残高を貸借対照表の負債の部又は資産の部に記載するものとする。

この場合に賞与（賞与引当金）に当てはめると、3月決算時点においては、①夏季賞与について、②下期の業績や評価に応じて、③賞与を支給する可能性が高く、④その賞与の金額が合理的に見積もれるのであれば、下期の時点で賞与として発生している賞与引当金繰入額と賞与引当金を計上することができます。なお合理的に見積もれ

ることが重要なので、根拠なく引当計上することはできません。賞与規程や支給見込額、評価の結果など、合理的な計上根拠が必要となります。

賞与引当金と賞与引当金繰入額を月々で計上することで、毎月の試算表に賞与の影響を反映することができます。より高度な月次損益分析を行うことができます。もし引当金処理をしない場合は、夏季賞与と冬季賞与のタイミングで大きく費用が計上されるため、その月だけ業績が落ち込んで見えてしまいます。一方で、引当金処理により賞与を評価期間に配分し、賞与引当金として毎月計上することで費用が平準化され、賞与の支給タイミングに左右されずに業績をとらえることが可能になります。

なお税務上、賞与引当金繰入額は損金として認められないため、会計上で費用として計上した額は別表加算が必要です。実際に賞与等の支払があったときに損金算入が認められます。

引当金には、賞与引当金の他に、

- ・貸倒引当金
- ・退職給付引当金
- ・役員退職慰労引当金
- ・修繕引当金

等があります。引当金処理をすることにより、費用の発生時期と計上時期のずれを解消できるため、損益をより詳細に捉える際には重要な会計処理となります。



山形事務所
パートナー
公認会計士・税理士 広川 諭

2010年 新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所。事業会社を中心に会計監査業務に従事。2017年 税理士法人あさひ会計に入所後はM&A支援、株価

算定・シミュレーション、財務デューデリジェンス、税務相談（組織再編、グループ法人税制）を担当。

令和8年10月以後の
インボイス制度経過措置の取扱い

令和5年10月1日より適格請求書等保存方式（以下、インボイス制度）が開始しました。この制度下では、免税事業者等から商品等の購入をした場合、その取引に係る消費税額は、原則として仕入税額控除の対象となりません。ただし、制度開始による税負担の急増を緩和するため、仕入税額控除の割合を段階的に引き下げる経過措置が設けられています。その経過措置について、令和8年度税制改正（以下、本改正）の影響を受け、令和8年10月1日以後の取り扱いに変更がありますのでその内容をご紹介します。

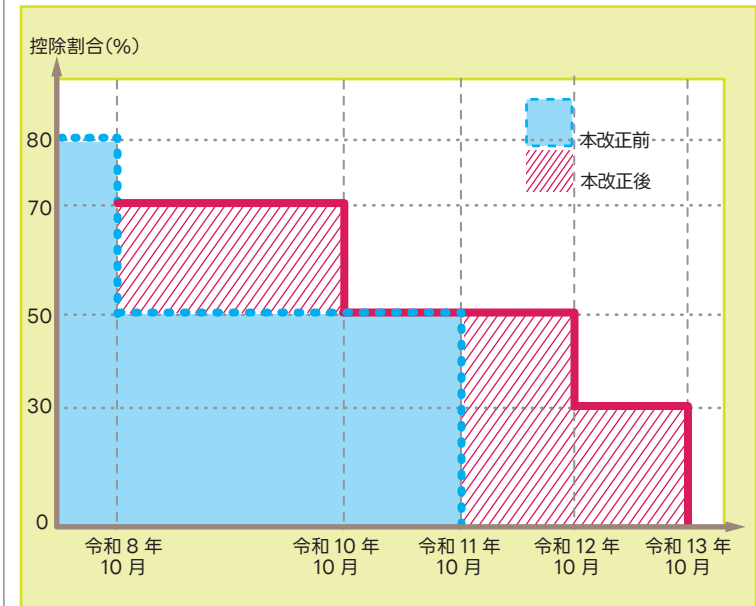
免税事業者等との取引に係る消費税額の仕入税額控除に関する経過措置について、本改正前は令和8年9月30日までは80%、令和8年10月1日から令和11年9月30日までは50%の控除が認められ、それ以降は控除できないこととされていました。本改正後は、令和10年9月30日までは70%、令和10年10月1日から令和12年9月30日までは50%、令和12年10月1日から令和13年9月30日までは30%の控除が認められ、それ以降は控除することはできません。つまり、本改正により、経過措置が2年延長されるとともに、控除割合70%・30%の期間が追加されます（図1）。

上記のとおり、令和8年10月1日からは控除割合が80%から70%に縮小されます。これに伴い、会計処理にも変更が生じますのでご注意ください（図2）。さらに、控除割合の縮小により、納税者自身の税負担が増加することになります。そのため、免税事業者等の取引が多くなる場合は、資金繰りに与える影響を早い段階で試算することをおすすめします。

また本改正により、令和8年10月1日以後に開始する課税期間からは、同一の免税事業者等から行うこの経過措置の対象となる課税仕入れの額の合計額が、その年又はその事業年度で税込1億円を超える場合、その超過部分は経過措置の対象外となります。本改正前は税込10億円を超えた部分は経過措置の対象外とされていました。免税事業者等との取引額が大きい事業者は、上限額が縮小されているため注意が必要です。

※消費者、免税事業者又は適格請求書発行事業者の登録を受けていない課税事業者をいいます。

【図1】仕入税額控除の経過措置



【図2】
例）免税事業者等に広告宣伝費1,100,000円（税込）を支払った場合

～令和8年9月30日		
広告宣伝費	<u>1,020,000</u>	現金預金 1,100,000
仮払消費税等	<u>80,000</u>	
↓		
令和8年10月1日～令和10年9月30日		
広告宣伝費	<u>1,030,000</u>	現金預金 1,100,000
仮払消費税等	<u>70,000</u>	



山形事務所
審査部
早坂 賢人

審査部にて従事。決算書や申告書のチェックを日々行う。



ランサムウェアについては、もはや説明が不要と思えるほど、事業活動を脅かすリスクとして認知されているのではないのでしょうか。情報セキュリティ対策に力を入れている組織では、ウイルス対策ソフト導入やバックアップ取得はもちろん、UTMの設置と運用、最近ではEDRツールの導入へと対策の強化に取り組んでいます。

しかし一方で、誰もが知るような有名企業の被害が報道され、最近ではデジタル庁への不正アクセスにより 24 万件の個人情報が漏えいした事案^{※1}も公表されています。予算も人材も限られる中小企業にとっては「あの企業でさえ被害に遭うようでは狙われたら防御できない。被害に遭ったら運が悪かったと思うしかない」と考えるのも無理はありません。

このような状況を踏まえてか、ランサムウェア被害に遭った後の対応に役立つ「ランサムウェア被害から学ぶ教訓集」が情報処理推進機構（IPA）から公表されました^{※2}。実際に被害に遭った複数の組織にヒアリング調査し、被害発生後の対応に役立つ教訓として取りまとめられています。副題に「経営者のための」とあるように、想定読者を経営者としていることも特徴です。内容は、「経営・リスク管理編」6テーマと「インシデント対処編」5テーマに分かれており、テーマごとに「教訓」「ヒアリング調査に基づく分析」「解説」で構成されています。



経営者が知っておきたい ランサムウェア対策

ランサムウェア被害では、社内のデータが暗号化され被害に気付いた時点で、すでに攻撃は最終段階にあります。期限付きで金銭を要求され、さらに二重脅迫^{※3}の追い打ちをかけられることもあります。被害の発覚直後から、業務中断への対応、顧客や取引先への説明、専門業者への依頼、関係機関への届出、脅迫への対応、情報公開など、時間的な猶予がない中で高度な経営判断とその実行を迫られます。情報システム担当者だけが対応に追われてしまうと、肝心の復旧作業に集中できなくなる恐れもあります。

被害に遭う前にいかに準備できるか、この教訓集から得られることは多いと感じます。一例として「システム停止状態で手作業による処理を可能にしたのは、システム化される以前の業務経験を有する従業員の活躍であった。」という教訓が印象に残りました。

通常であれば「経営・リスク管理編の『教訓』だけでも読んでいただきたい」と勧めるところですが、「教訓」だけでは一般論にとどまり具体性に欠けますので、ぜひ「解説」まで読んでいただきたい資料です。

※1 デジタル庁「ガバメントソリューションサービスへの不正アクセスによる職員等の個人情報の漏えいの可能性について」2026年9月11日

※2 独立行政法人情報処理推進機構（IPA）「ランサムウェア被害から学ぶ教訓集 ～経営者のためのランサムウェア対策ハンドブック～」2026年9月8日

※3 暗号化されたデータの復旧と引き換えに金銭を要求することに加え、支払いに応じなければ窃取したデータを公開するなどと重ねて脅迫する。



株式会社旭ブレインズ
コンサルタント 倉金 徹

経営コンサルティング業務に従事。
中小企業診断士
情報処理安全確保支援士
（登録番号第 001326 号）

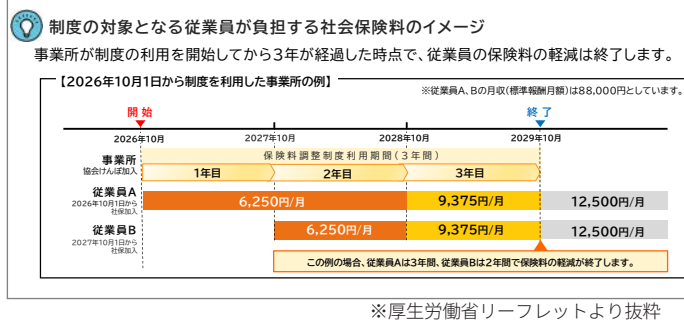
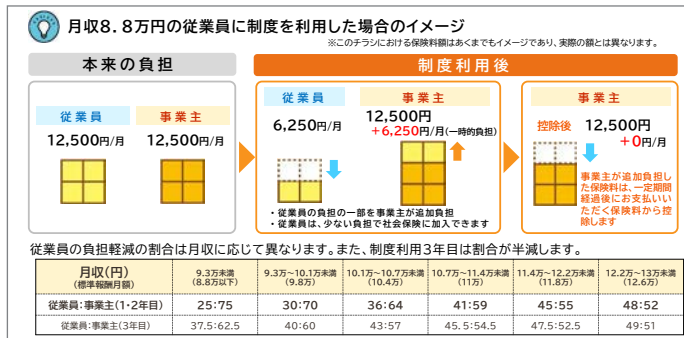


短時間労働者の社会保険料負担を 3年間軽減する保険料調整制度

2026 年 10 月から保険料調整制度が開始されます。

【制度概要】

新たに健康保険・厚生年金保険の加入対象となる短時間労働者が、就業調整せずに働けるようにするのが制度のねらいです。会社が被保険者の健康保険料および厚生年金保険料の一部を一時的に追加負担することで、標準報酬月額が 12.6 万円以下の短時間労働者は、通算 3 年間の健康保険料・厚生年金保険料の負担が軽減されます。会社が追加負担した社会保険料は、一旦納付された後に還付される（3 ヶ月後の社会保険料額から追加負担分が差し引かれる）ため、最終的に会社が負担する社会保険料は増えません。また、制度を利用することによって被保険者の保険料が軽減されたとしても、被保険者が将来受け取ることができる年金額は減りません。



【対象事業所】

- 2026 年 10 月 1 日～
労使合意により任意で短時間労働者を社会保険の加入対象とした適用事業所（任意特定適用事業所）が対象です。既に強制で適用拡大対象となっている事業所は対象外です。
- 2027 年 10 月 1 日～
2027 年 10 月 1 日以降に社会保険適用拡大により強制で短時間労働者が被保険者となる事業所（特定適用事業所）が対象です。2027 年 10 月 1 日からは被保険者数 36 ～ 50 人の事業所が特定適用事業所となります。

【対象従業員】

- 以下の 3 つの条件にすべて当てはまる短時間労働者が対象です。
- 週の所定労働時間が 20 時間以上かつフルタイム従業員の 4 分の 3 未満
 - 月収が 13 万円未満（標準報酬月額が 12.6 万円以下）
 - 学生ではない

【必要な手続き】

会社が申出期限内に日本年金機構事務センター又は年金事務所に、保険料調整開始申出書を提出します。

【任意特定適用事業所となるメリットがあるケース】

賃金上昇により家族の「扶養の範囲」に関する年収要件を満たさなくなるパートタイマーが、勤務先で健康保険・厚生年金保険への加入を希望する場合は、任意特定適用事業所となることを検討する余地があります。
健康保険の被扶養者および国民年金第 3 号被保険者の要件である「年収 130 万円未満」は、昨今の賃上げの中でも変更されていません。そのため、扶養の範囲内で働くには、労働時間を抑える必要があります。

被保険者数 50 人以下で、適用拡大の対象となっていない事業所に勤めるパートタイマーを例に考えます。年収を 130 万円未満に抑え、2026 年 10 月 30 日からの山形県の最低賃金 1,092 円で働く場合、勤務できるのは月 99 時間までです。東京都では最低賃金が 1,280 円（10 月 1 日～）となるため、扶養の範囲内で働けるのは月 84 時間までです。さらに、同一労働同一賃金に対応した待遇整備が進み、通勤手当など基本給以外の手当が支給されれば、その分収入が増え、勤務可能な時間は短くなります。労働時間を増やして家族の扶養から外れても、おおむね月 130 時間以上働かなければ、勤務先で健康保険・厚生年金保険に加入する要件（正社員の 4 分の 3 以上の所定労働時間。多くの場合、週 30 時間）を満たせず、国民健康保険と国民年金に加入することになります。国民健康保険には、出産・傷病などによる休業に対する所得補償的な給付がなく、国民年金の給付額や範囲も厚生年金保険より限定的です。健康保険料・厚生年金保険料は会社にとって重い負担ですが、将来的にすべての事業所へ適用が拡大されることを踏まえ、先に任意特定適用事業所となる選択肢もあります。ただし、任意特定適用事業所となると、特定の労働者だけでなく、自事業所で要件を満たすすべてのパートタイマーが被保険者となるため、慎重な検討が必要です。一般に、高齢のパートタイマーは被保険者となることを望まない傾向があります。自社のパートタイマーの年齢層や働き方を把握し、適用拡大が人材確保に役立つかを検討したうえで決定することをおすすめします。



いまの社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 今野佳世子

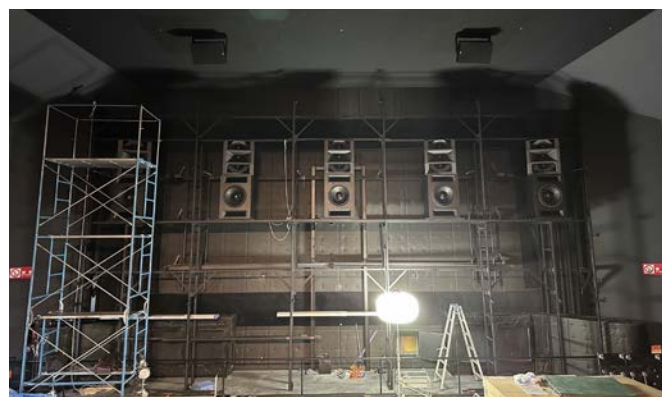
埼玉県内 3 か所の労働基準監督署にて労災認定・保険給付業務等に
従事。2008 年いまの社会保険労務
士事務所を開業。2010 年特定社会
保険労務士付記。

映画を“観る”ではなく“体感する”場所

「映画ファンのためのシネコン」を標榜し、配信の時代に映画ファンが求めるものは、圧倒的にハイクオリティな映像と音響だと考え、それを追求し続けている映画館。特に効率化、自動化の波にあえて逆らう、映画一本一本の音響をその劇場に最適なものになるよう綿密に調整して上映する【極上音響上映】【極上爆音上映】は全国から映画ファンが訪れるほどのヒット企画となっています。

CINEMA CITY

シネマシティ株式会社
<https://cinemacity.co.jp/>
 東京都立川市曙町 2-8-5
 TEL. 042-540-3146



映像面へのこだわりも徹底しています。高性能プロジェクターに加え、スクリーンそのものにも妥協はありません。特に主要3スタジオには、「スクリーン界のロールス・ロイス」と称されるスチュワート社製スクリーンを採用。一般的なスクリーンの20倍以上ともいわれる価格ながら、その性能は圧倒的で、明るさ・色彩表現・解像感のすべてにおいて高いレベルを実現しています。映像の細部まで鮮明に映し出し、作品世界への没入感をより一層高めてくれます。



シネマシティでは、ほとんどのスタジオに世界トップクラスの音響メーカーである「メイヤーサウンド社」のスピーカーを導入しています。なかでも2026年8月にリニューアルしたbスタジオは、国内でも屈指の音響環境を誇り、映画ファンの間でも大きな話題となっています。

シネマシティが目指しているのは、映画の音が作られる録音スタジオで実際に聴かれている音を、できる限り忠実に再現すること。そのこだわりから、一般的な映画館で使われる「スクリーン」という呼称ではなく、「スタジオ」という名称を採用しています。作品本来の音を届けることを第一に考えた、まさに“音を楽しむ映画館”です。



また、上映作品のラインアップにもシネマシティならではの個性があります。話題作や大作映画だけでなく、特定のテーマを設けた企画上映や映画祭、さらには毎月一度、土曜深夜にテレビアニメシリーズを全話一挙上映する人気企画など、他館ではなかなか体験できないユニークな取り組みを実施しています。加えて、一般的なシネコンでは上映機会が限られるミニシアター系作品やインディーズ作品にも積極的に光を当てており、幅広い映画ファンから支持を集めています。

音響と映像にこだわる映画ファンはもちろん、普段あまり映画館を利用しない方にも、新たな映画の楽しみ方を発見していただけるはずです。ぜひシネマシティに足を運び、ここでしか味わえない特別な映画体験をお楽しみください。

2026年 社員研修旅行（モンゴル海外研修）

9月5日から9日までの5日間、山形新聞・山形放送2026年8大事業の一つである「山形・モンゴル未来創造プロジェクト」の訪問団の一員となり、あさひグループ社員研修旅行としてモンゴルを訪問しました。

今回の研修旅行は、急速な発展を続けるモンゴルの社会・経済の現状を学ぶとともに、教育分野で大きな成果を上げている新モンゴル学園を訪問し、人材育成や国際交流の取り組みについて理解を深めることを目的として実施しました。また、モンゴルの歴史や伝統文化、雄大な自然に触れることで、多様な価値観や異文化への理解を深め、今後の業務や地域社会との関わりに生かす視点を養う機会となりました。

■教育を通じた未来づくりに触れる

2日目、新モンゴル学園を訪問し、モンゴルの教育や社会の発展をテーマとした講演を聴講しました。学園創設者のジャンチブ・ガルバドラッハさんからは、モンゴルにおける教育改革への挑戦や、日本との交流を通じた人材育成の取り組みについて、また、同学園理事長のバトバヤル・ナサンビレグさんからは、モンゴルの社会・経済の現状や今後の展望についてご講演いただきました。同学園では、日本式教育を取り入れながら次世代を担う人材育成に力を注いでおり、教育を通じて未来を切り拓こうとする熱意に触れ、多くの学びと気づきを得る機会となりました。その後、首都ウランバートルの中心部にあるスフバートル広場やチンギスハーン博物館を見学し、モンゴルの歴史や文化への理解を深めました。

■遊牧文化と雄大な自然を体感

スフバートル広場やチンギス・ハーン騎馬像を見学後、モンゴル文化公園を訪問。民族音楽コンサートや歴史ショー、乗馬体験、伝統的なゲルの見学などを通じ、今も受け継がれる遊牧文化に触れました。さらに、広大な草原と山々が広がるテレルジ国立公園を訪れ、モンゴルならではの雄大な自然景観を体感しました。

また、翌日にはテレルジ国立公園の名所である亀石を見学した後、ウランバートル市内へ戻りました。市街地ではショッピング施設なども訪れ、近代化が進む都市の姿と、伝統文化が共存するモンゴルの現在を感じることができました。

今回の研修を通じて、多様な文化や価値観に接し、新たな視点を獲得することができました。今後もこうした学びを大切に、地域や社会への貢献につなげていきたいと考えています。



モンゴル訪問

公認会計士・税理士

半田 健一



あさひ会計では 2 年に 1 度、海外への社員研修旅行を行っているが今年はモンゴルを訪問した。「なぜモンゴルなんですか？」と聞かれる。一つには円安の進行で遠くの国へは経済的理由でなかなかいけないのだ。2 年前は台湾だった。かつて円高の頃はフィレンツェ&ローマとイタリアにも行ったことがあるのだが、今はとても手がとどかない。二つ目の理由は、新モンゴル学園があるからだ。昨年天皇陛下がモンゴルをご訪問された時にも新モンゴル学園を視察されている。

新モンゴル学園の創設者であるジャンチブさんはモンゴルの高校で教頭をしていたが国費留学生の教員研修生として 1996 年から 1 年間山形大学に留学し、その後山形大学の大学院に進学し 1999 年に卒業、さらに東北大学大学院に進んだ。34 歳で家族を連れての留学で朝は新聞配達、夜は居酒屋で皿洗いのバイトをしながらの苦学生だった。

山形大学に在学当時、バイト先の居酒屋のママさんが感心な青年がいて客のロータリアンに紹介したのが縁でジャンチブさんはロータリークラブの奨学生になる。毎月 1 度ロータリーの例会で近況を報告する、それだけで月 15 万円を頂き自分はどう恩返しをすればよいか考えたという。その頃、長女のトゴスさんは県立山形西高に通っており、ジャンチブさんは単に勉強だけではなく人づくりまで行う山形西高をモデルにした日本式高校をモンゴルに作ることを夢見るようになる。

帰国したジャンチブさんは先進国と同じ 3 年制の高校（当時モンゴルは 2 年制だった）を作ろうと奔走するのだが、資金に行き詰まり諦めざるを得ない状況を山形のロータリアンに伝えたのだった。それを聞いた山形のロータリアンたちは「柱一本の会」を結成し、柱一本分の寄付を募集、とうとう「新モンゴル高校」の開校にこぎつけたのだ。新モンゴル高校では山形西高に倣い制服（西高の制服とそっくり）と給食を導入、カリキュラムも山形西高の教材を参考にしたという。

15 年ほど前、ロータリーのメンバーと初めてモンゴルに訪問したとき新モンゴル高校を訪れ、京都大学卒の校長先生（当時）の講義を傍聴したのだが、日本語で明治維新の話をされており、生徒たちに「高校を卒業したら留学をしなさい、そして 4 年後モンゴルに戻り、祖国のために尽くしなさい」と話されていたのが印象的だった。

いま「新モンゴル学園」は幼稚園から高校、高専、工科大学など 10 の教育機関を擁するまでに発展している。現在、国会議員になったジャンチブさんは「日本とモンゴルの架け橋となる人材を育てたい。モンゴルはロシアと中国に挟まれている国として、第 3 国特に日本のような経済力があり技術のある国と手をつないでいくべきだ」と述べている。

以下に訪問メンバーの感想を幾つか紹介する。

- 山形とモンゴルの歴史的な繋がりについて知らなかったため、新モンゴル学園でのジャンチブ先生の講演は大変興味深く、涙ぐみながら拝聴いたしました。また、どこまでも続く大草原や雄大な自然の風景は圧巻で、他国の文化や慣習にも触れることができ、大変刺激的な 5 日間でした。
- 新モンゴル学園では、理念を持って教育に取り組む姿勢に刺激を受け、自分自身の在り方を見つめ直す機会にもなりました。テレルジ国立公園の目の前に広がる草原や山々は、まるで絵画のような美しさで一生の思い出となりました。
- 旅行前は「モンゴルに自分から行く機会なんてないだろうから」という気持ちでしたが、今となっては「またモンゴルに行きたい」という気持ちを抱いています。今回の研修は、普段の生活ではなかなか得られない経験を通して、知らなかった世界を知ることができた、とても有意義な 5 日間でした。
- 旅という日常を離れた時間の中で、普段の仕事ではなかなか接する機会のない人と一緒に見て、食べて、笑って、同じ体験をすることは、職場だけでは得られない人と人とのつながりをつくる力があるのだと実感しました。

あさひ会計ホームページの What's New「セミナー情報」をご覧ください。

SEMINAR

会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

『成長戦略・事業承継 個別相談会』

参加費：無料



現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。
M & A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。

◎各会場先着 5 組様限定、完全予約制 ※Zoom を利用した WEB 形式の面談も可能です。

【山 形】
11 月 12 日 (木)

【仙 台】
11 月 17 日 (火)

◆時間：各会場共通
① 9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00
共催／日本 M & A センター

『相続個別相談会』

参加費：無料



「相続のことで家族でもめたくない」、
「相続税がどのくらいかかるか不安」、
「子どもや孫に財産を残してあげたい」、
など、相続の悩みを個別相談会として無料にて相談をお受けします。

◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方とそのご親族様に
限定させていただいております。

◆開催日時：各会場共通

10 月 15 日 (木)

11 月 19 日 (木)

*1 回目／ 10:00 ～ *2 回目／ 14:00 ～ いずれも 1 時間程度

【山 形】☎ 0120-652-144
あさひ相続サポートセンター山形事務所

【仙 台】☎ 0120-954-883
あさひ相続サポートセンター仙台事務所



シネマシティ株式会社（P7 参照）

Beyond vol.70

2026 年 10 月 発行

発行元／あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27
TEL：023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30
新仙台ビルディング 4F
TEL：022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>